○国土交通省告示第二百三十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福井市重立町三〇字上沖田二五番四から同市重立町三〇字上沖田二五番一まで	前	最大 三八五 最小 一二九	八三
	後	最大 四八九 最小 一六二	

○国土交通省告示第二百三十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
徳島県板野郡北島町太郎八須字宮ノ西八番地四から同県板野郡松茂町長岸字下ノ越五三三番地六まで	前	最大 五〇〇 最小 三四	一八
	後	最大 一七〇 最小 五〇	二四三
徳島県板野郡松茂町長岸字下ノ越五三三番地六から同県板野郡松茂町長岸字下ノ越六〇七番地まで	前	最大 一七〇 最小 五〇	二四三
	後	最大 一七二 最小 二二	

○国土交通省告示第二百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
徳島市川内町鈴江東五番地一から同市川内町鈴江東五六番地一まで	前	最大 二八三 最小 一一	一五〇
	後	最大 二八八 最小 二	

○国土交通省告示第二百三十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市川内町鈴江東五番地一から同市川内町沖島六七番地七まで	平成二十五年三月十五日六時

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
白河市金勝寺三一番三から同市外薄葉一七番一まで	前	一三・八六～一四・五八	一・四二四	
	後	三一・六〇～一四〇・一〇	一・四二四	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	白河市金勝寺三一番三から同市鶴巻山三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十四日

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
山形県最上郡戸沢村大字古口字揚巻外七国有林二一九九林班へ小班から同村大字古口字揚巻外七国有林二二〇二林班に・は小班まで	前 A	八・七〇～七〇・二〇	四・九〇〇	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	八・七〇～七〇・二〇 一二・六〇～八六・九〇	四・九〇〇 四・一六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所